

福島県中小企業振興審議会委員の公募のお知らせ

福島県中小企業振興審議会は、福島県の中小企業の振興に関する基本的事項及び中小企業の業種別振興に関する重要事項を調査審議する知事の附属機関です。

このたび、委員を1名、県民の皆さんから公募いたします。

福島県中小企業振興審議会の委員

1. 福島県中小企業振興審議会

この審議会は、「附属機関の設置に関する条例」（福島県条例第35号）により設置されている知事の附属機関で、年2回程度（1回の審議時間は2時間程度）開催されます。

なお、審議は原則として公開で行われます。

2. 任期

委嘱の日から平成27年6月30日までとなります。

3. 報酬など

審議会に出席した場合は、福島県が定める報酬額（現在は1日につき 8,800円）及び旅費（福島県旅費条例に定める旅費）をお支払いします。

応募方法

1. 応募資格

本県に住所を有する満20歳以上（平成25年4月1日現在）で、県内中小企業にお勤めの方（経営者、従業員を問いません。）

ただし、議員（国会議員、地方自治体の議員）及び公務員は応募できません。

2. 募集期間

平成25年5月8日（水）から6月7日（金）まで

3. 応募方法（提出書類）

(1) 申し込みの手続き

次の書類を郵送又は持参により提出してください。

（申込書類）・別紙「応募申込書」

・作文（800字以内）

テーマ「福島県の商工業の復興に必要なもの」

※なお、提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

（提出先）〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県 商工労働部 商工総務課

※「応募申込書」はホームページからダウンロードできます。

[HP](#) [福島県 商工労働部ホームページ](#) [検索](#)

(2) 応募受付

① 郵送の場合は、6月7日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。

② 持参の場合は、期間中の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。なお、土曜日、日曜日、祝祭日（振替休日を含む）は、閉庁のため受け付けできません。

③ 電子メールでも受け付けております。6月7日（金）午後5時15分到着分まで有効です。

選 考

1. 選考方法

選考は応募申込書、作文及び面接により行います。

提出された応募申込書と作文により1次選考を行います。1次選考を通過した方については、面接により2次選考を行いますが、その日時、会場については、1次選考結果の通知の中でお知らせいたします。

なお、応募に要する費用（郵便代、面接に要する交通費等）は支給いたしませんので、ご留意願います。

2. 最終選考結果の通知

平成25年6月下旬に、郵送により応募者本人あて通知します。

《 問 合 せ 先 》

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県商工労働部商工総務課 担当：吉田

(電話番号) 024-521-7270 県庁内線2912

(電子メール) sykosomu@pref.fukushima.lg.jp